

年管発 0719 第 4 号
平成 30 年 7 月 19 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨における厚生年金保険料等に関する納期限の延長について

平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長については、本日、別添のとおり、厚生労働省告示第 274 号が公布されたので了知されたい。

また、下記により、対象地域の適用事業所等には、改めてホームページへの掲載やお知らせの送付等により周知を図るとともに、適用事業所等からの相談等に当たっては、保険料等の納付の猶予等の措置の活用を含め、適用事業所等の実情を踏まえ適切に対応されたい。

記

1. 納期限の延長の対象となる保険料等

(1) 対象保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、次に掲げる法律に係るものであり、災害の発生した日（平成 30 年 7 月 5 日）から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所に係るものに限る。）
- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む。）
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）

(2) 延長の対象となる納期限の保険料等

平成 30 年 7 月 5 日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する保険料、子ども・子育て拠出金及び特例納付保険料。

2. 対象地域

	指 定 地 域
岡山県	岡山市のうち北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

3. 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、災害の復旧状況等を踏まえ、別途、厚生労働省告示で定める。

4. 納期限の延長等の周知

事業主等には「お知らせ」等を別途送付するなどにより周知を図るとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等において十分に周知を図ること。

5. 督促状等の送付

納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。また、滞納事業所等についても、同様に、来所通知書、差押予告通知書等の送付は、災害の状況を踏まえ送付しないこと。

6. 口座振替による納付を申し出ている事業所等

対象の地域にある事業所等については、毎月月末に行っていた保険料等の預金口座からの引き落としは、納期限が延長されている間に行わないこと。

平成30年6月分保険料等（7月31日納期限）の口座振替の停止を行った事業所等に対しては、別途「納付書」を送付し、延長後の納期限までに金融機関の窓口にて納付していただくよう依頼すること。

7. 金融機関の窓口で納付している事業所等

金融機関の窓口で毎月納付している事業所等に送付した納入告知書には、対象の地域であっても延長前の納期限（平成30年6月分保険料等は7月31日納期限）が記載されており、納期限の延長に伴い、当該納期限についても延長されることについて周知すること。

8. 納付相談等の対応

被災に伴い、保険料等の納付に関する電話相談や来所に際しては、被害の状

況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、厚生年金保険料等の納期限の延長及び納付の猶予等を丁寧に説明した上で、適切な対応に留意すること。

また、対象の地域以外の地域にある事業主等であっても、今般の災害により納期限までに保険料等の納付が困難な場合には、年金事務所に申請することにより、納付の猶予等の措置を受けることが可能であり、最寄りの年金事務所にご相談いただくよう、事業主等に周知を図ること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件
(国税庁一八)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(厚生労働二七四)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(同二七五)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を指定する件(同二七六)

○平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件(同二七七)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(国土交通九四七)

○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件(同九四八)

○平成三十年七月豪雨による災害に對しての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(觀光庁一九)

告 示

○国税庁告示第十八号
国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に關する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの(その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。)で、その期限が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。
平成三十年七月十九日
国税庁長官心得 藤井 健志

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大州市 西予市

○厚生労働省告示第二百七十四号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第八十九条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十五号)第八十九条(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)、第二十八条又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。)
第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という。第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。)
第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に關する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づきく期限については、全国健康保険協会の管掌する

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。の事業主、当該地域に住所し又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所し又は主たる被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所し若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所し又は有する同条第二項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に住所し又は有する事業場の事業主若しくは平成三十年七月五日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成三十年七月十九日
厚生労働大臣 加藤 勝信

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町

広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町 宇和島市 大州市 西予市
愛媛県	

○厚生労働省告示第二百七十五号
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

平成三十年七月十九日
厚生労働大臣 加藤 勝信

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

一 次の表に定める地域（次号において「指定地域」という。）に所在地を有する実施事業所の事業主が、確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条の三第一項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町

広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町 宇和島市 大州市 西予市
愛媛県	

○厚生労働省告示第二百七十六号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を次のように指定する。

平成三十年七月十九日
厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成三十年七月豪雨に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者